

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ベトナム 担当：地球環境部
案件名：大気質管理制度構築支援プロジェクト

1 契約予定期間：2013年8月下旬～2015年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における環境管理分野（大気）に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月24日から2013年7月26日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月24日から2013年7月29日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月9日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月中旬
- (5) 契約交渉 : 8月中旬～8月下旬

5 業務の目的

ベトナムでは近年の産業発展に伴い環境汚染が深刻化し、特にハノイ、ホーチミン等の都市部における大気汚染が進行しており、今後対策が行われなかった場合、健康被害の増加も懸念されている。こうした状況を踏まえ、ベトナム政府は2005年に改定された環境保護法を再度改定することを決定し、同国天然環境資源省環境総局（Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE), Vietnam Environmental Administration (VEA)）の法規部が、VEA内各部及び関連省庁と連携し、改定に向けた取り組みを開始している。

各種の研究・調査結果によれば、大気質汚染の主要な原因は交通セクターにあるとの結論が得られており、本内容は、2011年12月に首相決定として承認されたNational Target Programmeに記載されている。これらの報告では、汚染物質のレベルはSO₂、CO、NO₂について環境基準は下回っているが、粒子状物質は環境基準の2～3倍に達していることが指摘されている。しかし、現在の環境保護法には大気規制に関する条項がなく、今後さらに汚染が悪化することが懸念されている。

こうした状況下、MONREは、大気汚染規制に関する行政的な取り組み経験が十分ではなく、大気汚染の状況調査を行ってはいるが継続的なモニタリングを実施していない等、本分野における十分な技術的知見を有しておらず、実効性のある法改訂作業に向けて、日本の過去の大気汚染克服の経験活用を意図し、技術協力の要請を行ってきたものである。

本業務では、上記経緯を踏まえ、MONRE(VEA)をカウンターパート機関とし、環境保護法を始めとする法制度の改正及びその適切な執行のための体制整備を支援することを目的としている。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ハノイ及びホーチミン

(2) 業務内容

1) 中央政府に対する支援

- (1-1) 環境保護法の改正に係る現状・進捗・課題を整理する。
- (1-2) 法案及びその他の通達等の基礎となる、技術的資料を作成する。
- (1-3) 法案改訂に関係する関係部局の状況を把握し、改定に向けた調整の支援を行う。
- (1-4) 大気質管理に係る多様なステークホルダーに対する啓発活動を行う。

2) 地方省天然資源環境局（DONRE）に対する支援

- (2-1) ハノイ及びホーチミンの大気質の現状及び大気汚染への対応状況を確認・整理する。
- (2-2) 人民委員会等の関係機関からの意見も踏まえ、法改定案に基づく、ハノイ及びホーチミンの大気質管理計画案の作成及び計画実行に必要な課題を整理し、ロードマップ案を作成する。

7 成果品等

・インセプションレポート：2013年9月中旬

- ・プログレスレポート：2014年7月下旬
- ・ドラフトファイナルレポート：2015年1月上旬
- ・ファイナルレポート：2015年3月上旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ・総括/大気質管理法制度（評価対象予定者）
- ・大気質管理計画・技術（評価対象予定者）
- ・業務調整/大気環境管理

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2012年3月に詳細計画策定調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。